

第5回西和賀町議会定例会

令和2年3月19日（木）

午後 1時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに佐藤教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理いたしました。

直ちに日程に従って議事を進めます。

最初に、税務課長より委員会での答弁保留について発言を求められておりますので、発言を許します。

税務課長。

会計管理者兼税務課長 こんにちは、税務課です。18日、保留しておりました柿澤繁俊議員さんからの空き家における固定資産税額に関する質問にお答えいたします。

ふるさと振興課で捉えております空き家件数144件のデータに基づき、それぞれの固定資産税を積算したところ、空き家144件のうち免税点未満等により課税されない空き家は44件ありますので、これを除く課税対象分の空き家は100件となり、これらの固定資産税の総額は445万3,400円となっております。

以上です。

議長 日程第1、諸報告を行います。町長より行政報告のための発言を求められております。この際、これを許します。

細井町長。

町長 私から、行政報告の追加、1件申し上げます。

西和賀さわうち病院の医科医師につきまして

は、新年度も3人体制が維持されることは今議会で既に申し述べているとおりであります。医師の異動がございますので、ご報告させていただきます。

浅尾和彦内科長でございますが、都合によりこの3月をもって退職されることになりました。浅尾先生は、本町の奨学金養成医師であり、県立中部病院で2年間の初期臨床研修を行った後、非常勤医師として6年間、平成30年度からは常勤医師として2年間、合わせて8年間、さわうち病院に勤務いただきました。専門が精神科ということで、さわうち病院では認知症、物忘れ外来を受け持つなど、高齢者が多い本町で大きな役割を果たしていただきました。

今回精神科の専門医資格取得のため研修病院での勤務を希望されたことで退職となりますが、これまでのご労苦に感謝するとともに、今後一層のご活躍を期待するものでございます。

一方、4月から新たに迎え入れる医師でございますが、現在県立千厩病院に勤務している伊瀬谷和輝先生です。伊瀬谷先生は、小原院長と同じ自治医科大学出身で、今回は岩手県からの派遣医師として着任することになったものでございます。

なお、北村総括院長につきましては、新年度も常勤での勤務をお願いしておりますので、小原院長含め常勤医師3名での診療体制となるものでございます。

このほか、整形外科や小児科などの専門診療科につきましては、これまで同様に外部からの診療応援を頂きながら地域医療の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長　これで諸報告を終わります。

続いて、日程第2から日程第10までの令和2年度予算議案については、予算審査特別委員会を設置し、審査に当たっていただいたわけですが、予算審査特別委員会委員長の早川久衛君より審査終了の旨の届出があります。委員長より審査についての報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、早川久衛君。

9番　ご苦労さまです。それでは、私のほうから予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

令和2年3月6日に予算審査特別委員会に付託された一般会計ほか8特別会計予算の審査の結果を報告します。

審査の結果は、議案第25号から第33号までの予算を原案どおり可決すべきと決定をしました。

予算審査特別委員会における審査の経過についてご報告を申し上げます。令和2年度の予算額は、一般会計が67億2,200万円と昨年よりも2億700万円の増となっております。全9会計の予算額を合計すると110億913万円となります。昨年度比2億358万円の増となっております。

申し述べるまでもなく、地方公共団体における予算とは、各種の行政サービスを計画的に行うための一会計年度における収入と支出の見積書であり、その予算の議決は地方自治法に規定された議会の権限の中でも極めて重要な議決事項の一つと定められております。

各委員とも、これらのことを深く認識し、各会計の予算について慎重かつ精力的に審議を重ねましたが、その結果については先ほど報告したとおり、全議案原案どおり可決すべきとの決定をした次第であります。

以上のことを踏まえ、委員会の審査の経過と委員長の所感を述べさせていただきます。

まず最初に、企画課、第3セクター経営改善事業の経営検討会議の詳細は、株式会社エステックについて、半年をかけ毎月1回会議を開催し、今後の可能性を論議するとのことと、その

結果を基に、どういう方策があるかということが検討されるということになりました。

上下水道課、下水道、農業集落排水については、高齢化が進み接続できない家庭が多く存在しているが、新年度は個別訪問により実態の把握と公衆衛生環境の向上といった啓蒙活動を行い、住民の理解を得ながら接続率の向上に努めるということであります。

観光商工課については、観光費臨時事業（仙台圏観光PR事業）については、東北最大の都市仙台をターゲットに、錦秋湖マラソン40周年記念とともに、西和賀の食文化、6次産業等をアピールし観光客を誘致する事業ということであります。

総務課については、庁舎等改修事業については庁舎新築と同様に大きな問題で、住民説明が不足しているのではないかとという質疑に対し、6か所での説明会とまちづくり懇談会等を実施し、説明会の際には、さらに必要であればいつでも出向く旨を申し出て、住民に対し丁寧に対応しているとの説明であります。

ふるさと振興課、空き家等対策事業では、行政執行による解体については慎重に対応するとのことであります。

農業振興課、長原牧場運営費については、年々利用農家、頭数が減少しているが、今後の運営について答えを出していきたいとの回答がありました。

林業振興課は、民有林整備促進事業では、森林カルテ年間150から200ヘクタール分を整備し、森林整備計画の策定と森林施業につなげ、林業者の所得確保に努めるとのことでありました。

西和賀さわうち病院が令和2年度から開始する地域包括ケア病床26床の根拠については、経営収支上最も効果的な病床数とのことでありました。

生涯学習課、文化創造館総務費については、銀河ホールあり方検討会を設置し、経営方針等も含め検討していくとのことでありました。

最終日、高橋宏委員ほか2名から修正動議が提出されました。予算原案から歳出、庁舎等改修事業2,904万5,000円を削り、併せて歳入では地方債と繰越金を同額削り、歳入歳出予算66億9,295万5,000円とする修正案でありました。提案の理由は、庁舎の問題は町民の生活に大きく関わる問題であるとともに、西和賀町の将来を左右する課題である。住民の様々な意見が反映されていないままで分庁舎を続けることは、住民不在、議会軽視につながることであり、住民の一体感が失われる。令和2年度中は、庁舎については住民参加の検討委員会を設置し、それを基本に住民懇談会を開催する方向を決定すべきとのことでありました。

提案者に対する質疑では、「新庁舎建設の場合将来が厳しい。急ぐべきではなく、町としてできる範囲の提案ではないか」、「人口減が進む20年先では庁舎建設ができなくなる」、「優先すべきは職員の安全。修正案は重要だが、安全が第一」、「もちろん安全確保も必要だが、1年住民を交えた議論が必要だ」といった質疑、意見が出されました。

採決の結果、賛成、反対同数であり、委員長採決で修正案は否決となりました。議員の中でも賛否の割れた非常に難しい問題でありました。

これは、当局の説明不足も原因の一つと考えられます。今後、議会、住民に対し一層の説明責任を果たすよう要望し、予算審査特別委員長の報告といたします。

以上で終わります。

議長 委員長は委員長席にお座りください。予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

議長を除く議員11人で審査をしたわけですが、この際質疑がありましたら質疑を許します。

なお、質疑は予算審査の経過と結果に対する疑義に限られますので、念のため申し添えます。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

それでは、順次日程に従いながら進めますが、討論と採決はそれぞれ予算議案ごとに行います。

日程第2、議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

高橋和子君。

4番 原案である当局から出されました令和2年度の一般会計に対して反対の討論をいたします。

今回反対の討論をしなければならないのは、私としてもちょっと残念な気がします。といいますのは、町政はこの厳しい財政の中で本当に心を込めて一生懸命取り組んで、町長はじめ職員の皆さんも地方交付税が年々減らされる中でどうするのかと、本当に頑張っております。

私は政党の人間でありますので、やはり国政が背後にあるということを常に心がけながら町の予算を見てまいりました。ですから、本当は国に向かって反対の討論をしたいところですが、今回は少し金額とか、そういったこととまたちょっと違った点での反対になりますので、申し上げたいと思います。

私も長いこと、この年になるまで、村と町の議員として村政、町政に携わってまいりました。過疎の町村の実態は年々厳しくなって、平場の市町とは大分課題が違うということ、厳しさも非常に違うということをひしひしと感じておりました。

そこで、我が党の不文律の中には、当局と政策協定を結ばなければ賛成討論はできないという、そういう党の今までの経験がありまして、私も非常に苦慮した時期がありましたけれども、それと同時に我が党では各支部がその地域に住む人たちに対して責任を持つという、そういう方針も持っております。ですから、そういう今

までの経験よりも、そういう住民とのつながりを大事にして、私は町の予算や決算に対して、その時々よければ賛成するし、課題、問題があれば指摘しながら反対するという態度を取ってまいりました。

それから、最近は国政でも県政でも野党共闘の時代でもございます。できれば賛成しながら頑張ってもらいたいのではございますが、しかしいろんな事情がありまして、私たち議員は町民の代表であり、町民の住民の思いを引き受けて代弁するということを役割としています。町の行政が住民にとって疑問があれば正さなければなりません。

庁舎関連の予算については、特別委員会で動議を出しながら、非常に昨日は活発な賛否の議論が行われましたことは、議会としてはいいことだと私は思っております。

私が一番大事にしております住民の理解と納得というところで判断いたしますと、一般住民の多くが内容が分かって、「ああ、そうか。それでは、そのようにしましょう」と納得して、その実務を役場に頼むということがありようだと思います。そういうふうにならなければならないと思っております。大方のところはそうやっているわけでございますが、この庁舎関連につきましては、いろいろお伺いしますと、やはり私が一番大事にしております住民の理解というところには行っていないと思うのです。住民が理解して、「そうだ、役場の言うとおりだな」と言うかもしれません。また、いろんな意見が出ると思います。そういう機会を行政はあまり多く得ていないというより、失っていると思いました。

今回の議会で、私は行政が出して地域懇談会をやっている3項目のうちの老人医療費の助成制度でもいろいろお伺いしておりますと、同じようなレベルでの住民の理解度だと思いました。

そういうことで、私はもっと行政が、こんなに少ない人口ですから、多くの人を理解して、

住民自身が将来の庁舎をどうするのかということとを口にして、行政も共に進めていくと、そういう姿を私は大事だなと思っております。

昨日たくさん議論がありましたので、あえて申し上げますが、やはりこの際、昨日出しましたように、この庁舎の予算は削除して、そういう予算にしていきたいと重ねて申し上げながら、本予算に対しての反対の討論とさせていただきます。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

北村嗣雄君。

2番 令和2年度西和賀町一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

令和2年度の一般会計予算の歳入歳出の予算の総額は、今までいろいろ答弁いただきました67億2,200万、前年度の当初予算総額65億1,500万円、2億700万ほどの増になっていますが、令和2年度の特種要因の予算として、合わせて8億51万となり、これを除いた歳出の合計は59億2,150万円ほどになり、令和元年度より1億5,750万円の減額予算であります。

その中で、歳入の状況を見るに、歳入合計67億2,200万、そのうちの自主財源14億6,974万円、総額から見ても21.9%、他に依存財源の52億5,226万円、78.1%、この中に町債の6億1,700万円、92%が含まれております。

町が令和2年度に実施する事務事業のため必要とする財源調達のためには理解しますが、10%近くを占める町債を含む今回の歳入は、客観的に妥当な予算と断定できるかと申すとき、現在の財政状況からやむを得ないとも考えられるが、今後ますます厳しさを増すものと考えられます。

その中で、減額予算であります各課の予算は、次年度予算額と比較しほぼ全てが圧縮予算であります。各課の目次事業の目的を満たす十分な予算なのか、今後やむなくは追加予算も当然あり得ると思いますが、限られた予算で最大限の効果を生む各課の課長を含む職員のさらなる施行努力に期待をお願いするものであります。

また、先ほど委員長からの報告にもありましたが、委員会において一般会計当初予算の中で、ある一部の予算に修正動議が出されたわけですが、これは庁舎の問題に対する問題だけではなく、今後町民の生活に大きく関わる問題であるとともに、西和賀町の将来を左右する課題であると考えられます。

昨日、私も含めていろんな意見が出されたわけですが、今後事案執行される町当局に対し、住民の声、あるいは議会の様々な意見に慎重にも慎重を期して執行に当たっていただきたいと思い、重ねてお願いを申し上げ、賛成の討論といたします。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

刈田敏君。

1 番 議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算に対して反対の立場で討論いたします。

まず、反対の理由を申し上げます。庁舎等改修事業について、修正動議が出されるなど、多くの議論がなされましたが、問題は当局側の「説明はしました」、住民側の「説明が十分ではない」ではないのではないかと考えます。

根本は、住民の行政に対する無関心と住民自治への理解の薄さ、それに伴い当局の巧みとも思える事業の進め方ではないかと私は考えます。全くもって、今後の西和賀の自治の在り方に不安を覚えます。結果、責任のなすり合いになっていたのではないかと、さらに不安が募ります。果たして、今後このやり方で、西和賀町の少子高齢化、人口減少の対応ができるのですか。

今回を機に行政、議会、町民が一体となり、次世代につなげるまちづくりに責任を持って努力していかなければなりません。

今回町民から庁舎等改修事業について、住民サービスの低下にならないのか、不安だという声が上がリ、議員としては当然のこととして、議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算案に反対の立場をいたします。

もう一点について申し上げます。危険

な建物であれば、優先に住民に危険を及ぼさない対応を、これまでも、そして今後取るべきと思うわけですが、具体的な内容が示されていない。

また、サーバー室の移動となれば時間と経費が相当かかると予想できるし、町の心臓部を移動するとなればなおさらで、これ以上にも様々な付随する設備等が出てくるものと思われます。そのときはそのときでは詰めが甘く、補助金ありきの事業で、中身がないと言わざるを得ません。

地方自治が二代表制で行われている以上、議会と行政はつかず離れずの関係でいかなければならないことは言うまでもありません。議員は、あくまでも町民の代表であり、町民を守るため働かなくてはいけない行政チェックの機関であるはずで

す。今後も常に是々非々で臨み、持続可能な西和賀町のまちづくり、参画と協働のまちづくりに努めていきたい。そのためにも西和賀町まちづくり基本条例を常に意識して、議論していかなければならないということを申し上げ、議案第25号令和2年度西和賀町一般会計予算案に対して反対の討論といたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋輝彦君。

6 番 私は、本予算案に対し賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回庁舎等改修事業について様々な取り沙汰されております。今この時点で何よりも優先されるべきは、役場職員の安全の確保であります。今までできなかったからといって、今、議会がまた先送りをしてよいのだという考え方は乱暴であります。

しかも、このようなことに対し、議会は再三スピードを持って対処するよう当局に求めてきた経緯があります。その議会がこの予算案を否決することで、これ以上遅延させるわけにはいきません。

また、町長は所信演述の中で、これからも住民への説明をしていくし、何よりも新庁舎建設のための基金を立ち上げ、住民を交えた検討会の開催を明言されました。

したがって、庁舎等改修事業を省くという思いだけで本案を否決することがあってはなりません。役場職員の安全確保をいたずらに遅延させるばかりか、町の財政を完全にストップさせることになり、現在コロナウイルスの影響による町の経済の危機状態にさらに拍車をかけることとなります。

以上のことから、本案は可決すべきとの考えから、賛成の立場で討論をいたしました。

以上です。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

深澤重勝君。

7 番 議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

今3月議会は、まさに庁舎問題に終始した議会と言っても過言ではない議会だったのではないのでしょうか。

昨年11月、議会及び町民に対し唐突に庁舎の在り方を出してきました。町財政の厳しさや沢内庁舎の危険性を盾に、もはや決定事項であり、私は議会、町民に対し、まさに通告だったと思っております。

その後、多くの町民から町のやり方はおかしいという声を受けて、過去の耐震診断の調査や議会の議事録を調べてみました。過去のことを今さら掘り返してもと言う方もおりますが、過ぎてしまえばそれでいいというものでは決していないと思います。過去の出来事が現在や未来を決めることが決して珍しいことではないということは、歴史が証明しております。

合併後10年を経過しても、庁舎問題は新自治体において検討することになっていたわけですが、何の検討もせず、耐震診断結果についても対策協議もせず、耐震工事もしてこなかった当局の責任は極めて大きいものがあると思ってお

ります。やるべきことをやらないで、危険を盾に、幅広く町民の意見を聞き入れる姿勢が見受けられない当局の姿勢には、大きな問題があると言わざるを得ません。

住民生活に大切な予算に反対することは、議員として非常に大きな葛藤もありますが、我々議員には議決責任があります。将来の西和賀町の発展にとって取り返しのない禍根を残すと思われる予算案に賛同することはできません。

以上、予算案に反対の立場の討論といたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 ほかに討論のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算についてを採決します。

原案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、原案については可決することに決定しました。

続いて、日程第3、議案第26号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第26号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第27号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第27号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第28号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第28号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第29号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第29号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第30号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第30号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第31号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第31号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第32号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第32号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第33号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第33号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算についてを採決します。

本予算を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本予算については可決することに決定しました。

続いて、日程第11、議案第8号及び日程第12、議案第9号は関連がありますので、一括して上程します。

議案第8号 町道の路線廃止について、議案第9号 町道の路線認定についてを一括して議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま一括上程されました議案第8号

町道の路線廃止について及び議案第9号 町道の路線認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

廃止路線、認定路線とも関連がありますので、両議案一括して提案理由を申し上げます。

ご審議をお願いするのは、現在認定されている町道湯之沢長松線の路線を廃止し、起点表示の修正及び終点変更に伴い再認定を行うものであります。

路線番号、212番、路線名、町道湯之沢長松線であります。

廃止路線、認定路線及び参考資料の図面を御覧ください。起点は、西和賀町湯之沢35地割95番地5先を西和賀町湯之沢35地割95番地2先に修正するものであります。

終点は、国有林35林班を西和賀町字川尻国有林1037い7林小班地先に変更するものであります。

変更後の延長は5,703.0メートルを5,642.4メートルに、幅員は7.55メートルないし3.30メートルであります。

本路線は、湯之沢地区から国有林内へ通じる町道で、岩手南部森林管理署の長松併用林道と併用協定を締結し、認定をしております。

この長松併用林道の終点を超えて、湯之沢川に架かる西糸橋まで本路線を認定していることから、長松併用林道の終点である西糸橋より手前60.6メートルの丁字路までの認定とすることに伴い、現道を一旦廃止し、再度認定しようとするものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 町道の路線廃止についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 町道の路線認定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第10号から日程第18、議案第15号まで、6議案は関連がありますので、一括して議題とします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま一括上程されました議案第10号から第15号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについての提案理由を申し上げます。

この計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて、交通条件や自然的、経済的あるいは文化的諸条件に恵まれず、他地域と比較して生活文化水準が低い山間地等の地域において、他地域との生活文化水準の格差を是正するため、公共的施設の総合的な整備のための財政上の計画として定めるものであります。

本町におきましては、令和元年度までの計画期間で6地区の総合整備計画を定め、公共的施設の整備を進めてきたところですが、計画期間が満了することに伴い、新たに令和2年度から6年度までの5年間の総合整備計画を定める必要があることから、それぞれ提案するものであります。

なお、この総合整備計画に定められた事業につきましては、元利償還額の80%が普通交付税に算入される辺地対策事業債の充当が可能で、町の財政運営上の観点からも効果があるものであります。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私のほうから議案第10号から第15号までの詳細についてご説明いたします。

最初に、各総合整備計画の共通的な部分を説明いたします。議案第10号を1枚お開きください。1の辺地の概況の(1)は辺地を構成する町または字の名称、(2)は辺地の中心となる地割、地番、(3)はその辺地における辺地度点数を記載しております。辺地度点数といいますのは、辺地の中心から駅またはバス停留所、小中高等学校、医療機関、役場庁舎までのそれぞれの距離及び地域の生活状況を点数化したもので、その合計が100点以上の場合、辺地対象地域として総合整備計画を策定することができることとなっております。

次に、2の公共的施設の整備を必要とする事情では、辺地の位置や特徴及び整備の必要な公共的施設について記載しているものです。

次に、3の公共的施設の整備計画では、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とし、その間に計画する事業内容を記載しております。

それでは、辺地ごとの計画について説明いたしますが、1の辺地の概況及び2の公共的施設

の整備を必要とする事情は省略させていただきまして、3の公共的施設の整備計画についてご説明いたします。

今お聞きいただいております議案第10号、下前辺地ですが、市町村道・橋梁は町道下前小繫沢線地すべり対策事業で、事業費7,000万円で全額辺地債を見込んでおります。裏には、地図、図面として箇所を示しております。

次に、議案第11号の左草辺地ですが、市町村道・橋梁は町道下左草1号線15号橋の改良事業で、事業費2,000万円で、事業費のうち680万円を辺地債で見込んでおります。

次に、議案第12号の柳沢辺地ですが、市町村道・橋梁は町道下前小繫沢線道路改良事業で、待避所設置を行うこととし、事業費5,000万円で全額辺地債を見込んでおります。

次に、議案第13号の貝沢辺地ですが、市町村道・橋梁は町道大木原線など2路線の防雪柵設置事業及び町道貝沢線貝沢1号橋など2橋の改修事業で、事業費1億3,400万円で、事業費のうち5,810万円を辺地債で見込んでおります。

次に、議案第14号の若畑辺地ですが、市町村道・橋梁は町道大杉沢線一の沢橋など2橋の改修事業で、事業費5,000万円で、事業費のうち1,700万円を辺地債で見込んでおります。

最後に、議案第15号の両沢辺地となります。下水処理施設は、戸別浄化槽の整備に230万円で、事業費のうち80万円を辺地債で見込んでおります。

以上で議案第10号から第15号までの説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 今ご説明ありましたが、辺地債が充当されるものというのは、どういう条件が該当してこういう金額になるのですか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

ただいま申し上げました計画に沿って、計画の中に盛り込まれている事業、こういったものが該当になるということになります。

そのうち、先ほども申し上げましたけれども、辺地対策事業債には100%起債を充当することができますし、そのうち80%が地方交付税として算入されるということになってございます。

あくまでも事業計画に記載されている事業が対象という形になります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（下前辺地）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（左草辺地）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（柳沢辺地）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（貝沢辺地）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（若畑辺地）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（両沢辺地）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第19、同意第1号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後 2時03分 休 憩

午後 2時04分 再 開

議長 議案配付のため休憩をしておりましたが、

休憩を解き会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました同意第1号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

西和賀町人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

氏名、高橋範子。生年月日、XXXXXXXXXX、年齢XX歳。住所、XXXXXXXXXX。

高橋範子さんは、平成26年4月1日から人権擁護委員として活動しており、相談業務をはじめ人権啓発活動も意欲的に行っており、人柄も誠実で、責任感もあり、地域住民からも信頼されていることから、人権擁護委員に適任であります。令和2年7月1日からの任期ですが、候補者の推薦後、法務大臣から委嘱の発令をされるまで期間を要することから、今議会で意見を願うするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご同意くださるようお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、表決に入ることについてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。これから表決を行います。

同意第1号 西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案のとおり推薦することに同意する方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第20、同意第2号 西和賀町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後 2時07分 休 憩

午後 2時08分 再 開

議長 議案配付のため休憩をしておりましたが、休憩を解き、会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました同意第2号 西和賀町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町教育委員会の教育長の任命に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求めるものであります。

氏名、柿崎肇。生年月日、XXXXXXXXXX、XXXX歳。住所、XXXXXXXXXX。

柿崎肇さんの主な経歴について申し上げます。最終学歴は、昭和59年3月、弘前大学理学部地球科学科をご卒業されております。昭和60年4月に大東町立大原中学校の教諭として着任され、その後県内の中学校教諭を経られまして、平成24年4月から宮古市立新里中学校の副校長、平成27年4月からは遠野市立遠野中学校の校長を務められております。現在は、北上市立江釣子中学校の校長を務められております。

このように長年教育行政で活躍され、豊富な経験と実績、そして高い見識をお持ちの方でございます。任期は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までです。

西和賀町の教育長として最適任者でありますことを申し添え、ご同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていた

だきます。よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、表決に入ることについてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。これから表決を行います。

同意第2号 西和賀町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案のとおり任命することに同意する方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第21、請願・陳情第11号 西和賀町庁舎について、町民参加の議論・検討を求める請願を議題とします。

総務教民常任委員会委員長より審査終了の旨の報告があります。委員長より審査結果についての報告を求めます。

総務教民常任委員会委員長、早川久衛君。

9番 それでは、私のほうから総務教民常任委員会の内容等説明を申し上げます。

総務教民常任委員会の審査の結果について報告いたします。今議会において本委員会に付託された案件は、請願・陳情第11号 西和賀町庁舎について、町民参加の議論・検討を求める請願の1件であります。

提出者は、西和賀町婦人連絡協議会会長、高橋美紀子氏、西和賀町森林組合青壮年部部长、照井亨氏、花巻農業協同組合西和賀地域青年部委員長、高橋裕之氏、花巻農業協同組合女性部西和賀地域支部支部長、北島真理氏であります。

紹介議員は、高橋宏議員、高橋到議員の2名であります。

この請願の審査を3月11日の本会議終了後、沢内庁舎3階議員会議室において、委員全員により行いました。

請願・陳情第11号 西和賀町庁舎について、町民参加の議論・検討を求める請願の趣旨は、行政サービスの拠点である役場庁舎の今後の在り方について、町民も参加した議論、検討を踏まえ、方針を決定するよう要望するものであります。

審査では、請願者や地域の人たちのことを考えると今すぐ進めるべきではなく、将来に関することなので、広く議論が必要、住民が納得いかないことは進められないという請願に賛成の意見や、施政方針において基金の設立を検討することから、検討委員会など組織されるのではないかとこの請願に反対など、意見は分かれたところではありますが、採決の結果、この請願の趣旨に賛同し、賛成多数で採択すべきという結論に至りました。

以上、請願・陳情第11号について、総務教民常任委員会の委員長報告として終わります。

議長 総務教民常任委員長は委員長席にお座りください。

総務教民常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。総務教民常任委員会は自席にお戻りください。

これから討論に入ります。討論を許します。

委員長の報告は採択すべきものであります。

最初に、反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決を行います。

請願・陳情第11号 西和賀町庁舎について、町民参加の議論・検討を求める請願、この請願を採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、この請願は採択することに決定しました。

なお、本請願については、今定例会において採択されたことを地方自治法第125条の規定により町長に通知いたします。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

今年度の定例会もこれが最後となりました。

本日新しい教育長の同意案件が可決され、新年度より赴任されるわけですが、現佐藤教育長には3年間、西和賀町の教育行政に多大な力を発揮していただきました。特にも西和賀高校の生徒募集や子供たちへの読書の楽しさの伝授など、大きな成果を誠にありがとうございました。新天地に移ってのご活躍を期待しております。

新型コロナ対策で挨拶の機会も限られておりますので、ここで佐藤教育長から一言、町民の皆様へ退任のご挨拶をお願いいたします。

佐藤教育長。

教育長 今月末をもちまして退任ということになりました西和賀町教育長、佐藤敦士でございます。ご挨拶をさせていただくお時間を頂きまして、本当にありがとうございます。感謝を申し上げます。

さきにご挨拶の話をとという話を頂いたときに、何をお話ししたらいいのかなと。話す内容がいっぱいあり過ぎて、教育長演述よりも長くなりそうだなと心配になったところでございますが、この3年間、本当にとっても素直でめんこい園児、小学生、中学生、高校生、先ほどお話あったとおり、小学校に、それから保育園にも読み聞かせに行かせていただきました。子供たちと多く触れ合う機会を設けさせていただきましたし、中学生も私の顔、名前、分かってくれていると、そういう規模感、とてもありがたかったなとい

うふうに思っております。

また、町民の皆様方、本当に穏やかで、しかしこの豪雪地の中で耐え忍ぶような芯の強さを持った町民の皆様方に囲まれまして、こういう言い方はおかしいのですが、本当に楽しい日々を過ごさせていただきました。本当に3年間、短い間でしたけれども、お世話になりました。ありがとうございました。

毎年長松垢離とりに入らせていただきまして、おかげさまで3年間無病息災、風邪一つ引かずという状況で勤務もさせていただきました。ただ、教育行政の現状を考えたときには、まだまだやり残したことはいっぱいありますし、道半ばで退任ということで、非常に心苦しい思いでいっぱいです。教育行政の責任者として、とても心が痛い思いです。

そういった感謝の気持ちと心苦しい思いをどうやって皆さんにお伝えできるのかなというふうに思っているところでございますけれども、本当にお礼の言葉しかないなというふうに思っています。

お礼の代わりに、3年連続で予選落ちした沢内甚句をここでご披露できればと思うのですが、自粛ムードですので、自粛させていただきたいと思いますが、緊張しましたが、本当は上手なのです。

これから私の人生の中で、様々な場所で仕事をさせていただいたり、様々な方と触れ合う機会になると思いますけれども、その際は私も沢内甚句が歌える人間ですので、様々な機会で沢内甚句を歌いながら、ご披露しながら、そのときに西和賀の日々の生活のことを思い出しながらという、これからの人生を歩んでいきたいなというふうに思っております。

最後に、この議場にいらっしゃいます議員、そして町当局、そして傍聴の皆様方に、さらには町民の皆様方に最後にお礼があります。議会の中でもお話をさせていただいておりました、3月2日から臨時休校ということで、3週間となりました。その中で、16日、沢内中学校、卒

業式でした。13日ですね、まず。13日に湯田中学校の卒業式、そして16日に沢内中学校の卒業式。今日午前中、小学校2校が同時開催でしたので、私は湯田小学校のほうに行かせていただきました。中学生も小学生も本当に立派な態度で、素晴らしい卒業式を見せてくれました。練習が一回もできない、校長先生は今日何の歌を歌うのかも分からない、そういう中でも子供たちは本当に精いっぱい姿を見せてくれました。その子供たちに町で会ったときには、「卒業おめでとう」とか「頑張っているな」と、ぜひ声をかけていただきたいなというふうに思います。

一応臨時休校は春休みまでということですが。卒業式が終わりまして、来週からは春休みになります。ほかの市町村では離任式をやらないというところもありますが、西和賀町は離任式を4校ともやることにしておりますし、両中学校の校長先生と相談して登校日を設け、ちょっと体を動かそうではないかと、あとは勉強の進捗状況を確認したり、ちょっと勉強する時間を設けようではないかというようなことを来週から動き始めます。すなわち登下校、子供たちを町で見かける機会が多いと思いますので、今のお礼、ぜひ子供たちにかけていただきたいなというふうに思います。

子供は地域の宝です。そして、地域の皆様の支えが子供を育てていく、そのお気持ちでぜひお願いしたいなと最後をお願いを申し上げまして、私からの最後のご挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

議長 佐藤教育長、ありがとうございました。

また、3年間勤務された根岸林業振興課長におかれましては林野庁にお戻りになるということでありますが、これからは西和賀町のことはよろしく願いいたします。

また、深澤千里健康福祉課長におかれましては定年退職ということでありますが、議会事務局長として一緒に働いていただくなど、課長職

を務めていただきました。長い間、本当にご苦
労さまでした。

それでは、これをもって第5回西和賀町議会
定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでご
ざいました。

午後 2時25分 閉 会